

特定健診を受けましょう！

香美市国民健康保険に加入している 40～74歳の皆さんへ

特定健診の自己負担金は無料です

特定健診の受診券を5月末に発送予定です。
生活習慣病の早期発見と、自分の健康状態を知るために、1年に1回は特定健診を受けましょう。
特定健診の対象者世帯に、訪問またはハガキで、特定健診のご案内をさせていただくことがあります。
※訪問・ハガキは、市から委託を受けた会社のスタッフが実施します。

受診時には受診券・保険証・問診票が必要です。忘れないでね！！

病院で治療中の方、定期的に血液検査を実施している方も特定健診の対象です。1年に1回、特定健診を受診しましょう。

40歳から
年に一度は
健康チェック！

特定健診では、身長・体重・腹囲測定、血液検査、尿検査、血圧測定等の検査をします。この検査はメタボリックシンドロームの早期発見につながります。

人間ドックを受診する方に検査費用の助成があります

① 特定健診と人間ドックを同時に受診できる医療機関※で受診する場合

※JA高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会 等
特定健診受診券の有効期限内に、医療機関に受診券を提出して人間ドックを受診すると、自己負担から6,000円(特定健診料金)を差し引いてもらえます。

② ①の医療機関以外で受診する場合

人間ドック受診日の2週間前までに特定健診受診券等を持参の上、市民保険課で手続きをしてください。助成の条件に該当すれば、香美市から6,000円の助成があります。

なお、助成の対象にならない医療機関がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 市民保険課保険班 ☎53-3115
健康介護支援課健康づくり班 ☎52-9282

後期高齢者の皆さんへ

後期高齢者の方は、集団健診の特定健診ではなく、医療機関等で後期高齢者健康診査を受診してください。人間ドックは、特定健診と同時受診ができる医療機関で受診券が使えます(人間ドックの補助金があります。詳しくはお問い合わせください)。

■対象

高知県後期高齢者医療の被保険者で、長期入院や施設等への入所をしていない方(次の①～③の方には、健康診査受診券を5月末に発送する予定です)

- ①生活習慣病で通院中でない方
- ②昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方
- ③平成29年度に健診を受けた方

※これ以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

■自己負担額 無料

■持参するもの

被保険者証・受診券・問診票

■問い合わせ先

市民保険課保険班 ☎53-3115

生活保護受給者の方は

無料で受診できます

生活保護を受給している方の健康診査を次のとおり実施します。無料です。

■対象

- 次の全てを満たす方
- ①生活保護を受給している方
- ②医療保険に加入していない方
- ③昭和54年3月31日以前に生まれた方

■実施方法

登録医療機関での個別健診

■実施期間

平成31年1月末まで

■申込方法

健診を希望する方はご連絡ください。後日健診の案内と受診券を送付します。

■健診実施項目

尿検査・身体計測・問診・血圧測定血液検査・診察

■問い合わせ・申込先

健康介護支援課 ☎52-9282

2期目がスタートします 保健事業実施計画の

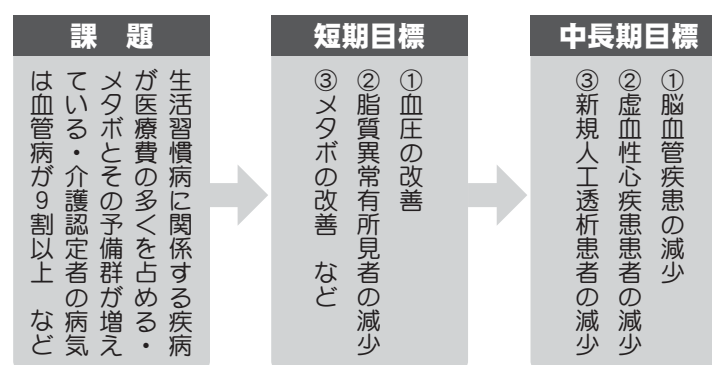
データで分析！香美市国保の健康課題

保健事業実施計画(データヘルス計画)とは、医療や保健に関するさまざまな情報を分析することで、健康課題と改善目標を明確にし、効果的な保健事業を実施するための計画です。

増大する医療費を適正化するため、具体的にどんな病気に狙いを定めて対策を行い、どんな目標を定めればいいのか、データ分析を根拠に定めています。

計画は、香美市公式ホームページで公開しています。

計画の概要



■問い合わせ先 市民保険課保険班 ☎53-3115

美術品や骨とう品の 銃砲刀剣類を見つけたら

刀や鉄砲を見つけた場合、警察署に現物と印鑑を持参し、銃砲刀剣類の発見届けを行ってください。銃砲刀剣類は、原則所持できませんが、美術品や骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲や刀剣類は、審査会で審査を受けて、銃砲刀剣類登録証の交付を受

ければ所持できます。

【日時】毎月第2火曜日(祝日の場合は翌日)

13時30分～16時

※受付は15時30分まで

【場所】県庁西庁舎3階

【申請時に必要なもの】

◆登録審査

- ①審査を受ける銃砲刀剣類
- ②警察署で交付を受けた発見届出済証
- ③1件につき63000円の登録申請手数料(登録で

登録申請手数料(登録で

◆美術品登録製作承認

1件につき800円の製作承認申請手数料

【問い合わせ先】

高知県教育委員会文化財課
☎088-821-4761
FAX088-821-4912

情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況 (平成29年度)

市役所の情報公開制度の運用状況と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

【問い合わせ先】総務課 ☎53-3112

情報公開制度の運用状況		
公開請求件数	処理状況	
160	左のうち不服申立	
(内訳)	公開	149
市長部局	部分公開	11
139	非公開	0
教育委員会	取り下げ	0
5	不受理	0
選挙管理委員会		
1		
消防		
5		
水道事業管理者		
10		

個人情報保護制度の運用状況		
個人情報業務登録数	437	
目的外利用した件数	395	
外部への情報提供	5,599	
個人情報の本人からの請求		
開示請求	4	
(内訳)	開示	4
	非開示	0
不服申立	0	
訂正請求	0	
削除請求	0	
中止請求	0	
苦情・相談件数	0	

【情報公開制度】

行政機関が作成した文書の開示を求めることができる制度です。

【個人情報保護制度】

市役所内の他課が管理している情報を利用する『目的外利用』や、警察署・税務署等の官公庁などに個人情報を提供する『外部への情報提供』は、個人情報保護条例に基づくものでなければなりません。

また、市に対して、本人の個人情報の開示を請求すること、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することもできます。

